

第1回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年9月30日(水) 18:00~19:30
- 2 場 所 豊島区役所 508会議室
- 3 出席者(委員12名中12名出席)※敬称略
 - 【学識経験者】 日本大学 理工学部土木工学科 教授 大沢昌玄
埼玉大学 大学院理工学研究科 准教授 小嶋文
 - 【警視庁】 交通部交通規制課 都市交通管理室長 椎名
交通部駐車対策課 駐車対策担当管理官 妻木(代理)
池袋警察署 交通課長 吉越
目白警察署 交通課長 和田
巣鴨警察署 交通課長 塩田
 - 【東京都】 都市整備局市街地建築部 建築企画課長 谷内(代理)
都市整備局都市基盤部 交通計画調整担当課長 酒井
 - 【商業者代表】 豊島区商店街連合会 加藤
 - 【町会代表】 豊島区町会連合会 副会長 外山
 - 【豊島区】 都市整備部長 近藤
 - 【オブザーバー】 国土交通省都市局街路交通施設課 街路交通施設対策官 小路
公益財団法人東京都道路整備保全公社 総務部公益事業課長 漆戸
 - 【事務局】 豊島区都市整備部都市計画課交通政策G
(株式会社 交通総合研究所)

4 会議要旨

(1) 委員委嘱

(2) 会長・副会長の選任

会長・副会長の選任(会長:日本大学 大沢教授、副会長:埼玉大学 小嶋准教授を選任)
会長挨拶(大沢会長)

(3) 議 事

1) 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料1,2についての内容説明

2) 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料3についての内容説明

(4) 報告事項

1) 池袋地区駐車場地域ルール概要版の作成について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料4についての内容説明

2) 今後のスケジュールについて

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料5についての内容説明

3) 第1回池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の報告について

(5) 質 疑

議事1) 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂について

＜特に意見なし＞

→今回提示した運用マニュアル改訂（案）を令和2年9月改訂版として運用を開始する。

議事2) 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について

[委員]

- ・資料で示されている東池袋地区のエリアの取り方は、地形、地物、町丁目などに依ってないように見えるが、どういう考え方で決められたものか教えてほしい。

＜事務局回答＞

- ・東池袋地区を含む地域ルールの検討対象範囲は、駐車場整備地区として定められた範囲である。駐車場整備地区の範囲は、商業系用途の区域をもとに設定しているものと考えられる。

[大沢会長]

- ・今後、東池袋地区への地域ルール適用範囲の拡大について検討を開始したいということであるが、仮に検討を進めていくことになった場合には、どのような検討プロセスで進めていくことになるのか教えてほしい。

＜事務局回答＞

- ・今回、東池袋地区への地域ルール適用範囲の拡大についてご了承をいただいた場合には、区のほうで予算を確保した上で検討・調査を進めていくことになる。検討に当たっては、東口・西口地区と同様に、東池袋地区のワーキンググループのようなものを設けて、地区の主要な事業者等も含める形で検討していくことを想定している。その結果を踏まえ、東池袋地区まで地域ルール適用範囲を拡大した要綱及び運用マニュアルの改訂を行うことを想定している。

[大沢会長]

- ・ご異論がなければ、今後、予算を確保して、東池袋地区への地域ルール適用範囲の拡大について検討を進めるということになるがよろしいか。

＜特に異論なし＞

報告事項1) 池袋地区駐車場地域ルール概要版の作成について

[委員]

- ・対象範囲の地区について、東口地区と西口地区が別々の地図で示されていることや、東口と西口が左右逆になっていて、またそれぞれの縮尺も異なっているので気になる。縮尺は合わせたほうがいいのではないか。

＜事務局回答＞

- ・ご指摘の点の取扱いについては事務局で検討する。少なくとも、今後、東池袋地区が地域ルール

に追加される場合には、東口地区、西口地区、東池袋地区を合わせて表示することになると思う。

[大沢会長]

- ・この概要版については皆さんにどのような形で見てもらうことをイメージしているのか。

<事務局回答>

- ・都市計画課の窓口での配布や、ホームページでの公表などを想定している。

[大沢会長]

- ・概要版は、区民や事業者の皆さんに地域ルールの内容を理解していただくためのものだと思うので、内容は大きく変わる場合にはこの運用委員会にも報告していただいたほうがよいが、先ほどの地図の話のようにわかりやすさや見やすさに関する修正は適宜行ってほしい。

<事務局回答>

- ・承知した。

[小嶋副会長]

- ・適用地区の地図中に特定路線が示されているが、歩行者優先の空間とする特定路線の位置づけの説明がないので、説明を追加したほうがわかりやすいと思う。

<事務局回答>

- ・承知した。説明を追加する。

報告事項2) 今後のスケジュールについて

<特に意見なし>

報告事項3) 第1回池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の報告について

[委員]

- ・今後、運用協議会では協力金などの金銭を取り扱うことになると思うが、その決算や監査などをチェックする仕組みはどのようになっているか教えてほしい。

<事務局回答>

- ・監査については、役員のなかに監事を置いており、豊島区都市整備部長が務めることになっており、毎年、決算の前に監査を行い、会計のチェックを行うこととしている。その上で、決算書を理事会のほうで案としてまとめ、会員総会を毎年6月に開催して、決算書の承認を得るというチェックの仕組みとしている。

[大沢会長]

- ・報告のとおり、運用協議会についても設立されたとのことであり、本運用委員会と運用協議会が連携して池袋地区の駐車場地域ルールの担っていければと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

(6) その他

[事務局]

- ・ 次回の開催については、来年3月頃を予定している。詳細については決まり次第連絡する。
- ・ 報酬については、豊島区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、ご出席いただいた皆様にお支払いする。都合により報酬の受け取りを辞退されることも可能なので、報酬の受け取りについて期日までにご回答いただきたい。

以上